

平成7年度
帰国研修員フォローアップチーム報告書
—国際知的財産権分野 公開技術セミナー—

平成7年10月

JICA LIBRARY

J1130946(5)

国際協力事業団
大阪国際センター

JICA
107
48
TOC
BRARY

大 国 セ
J R
95-2

平成7年度
帰国研修員フォローアップチーム報告書
—国際知的財産権分野 公開技術セミナー—

平成7年10月

国際協力事業団
大阪国際センター



1130946 [5]

序 文

この報告書は、国際協力事業団大阪国際センターが実施している集団研修「国際知的財産権コース」（平成2年度開始）に参加した帰国研修員に対するフォローアップ事業の一環として当センターが派遣した調査団による報告書である。

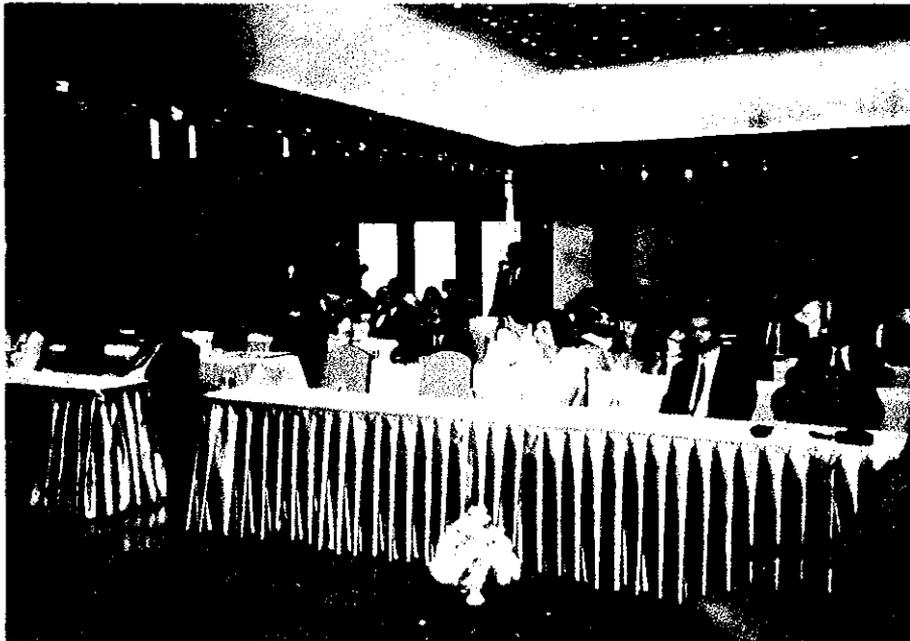
本調査団は、平成7年7月20日から8月2日までの14日間、インド、タイ、中国の3カ国を訪問し、帰国研修員所属先機関への訪問、帰国研修員の活動状況、本研修の効果および当該分野における各国の実状の把握に努め、必要に応じ技術的な助言を行った。また、訪問国において公開技術セミナーを開催し、本研修分野に関する最新情報を提供するとともに意見交換を行った。本報告書が各国の知的財産権の現状、帰国研修員の活動状況などについて関係各位の一層深いご理解をいただくための一助となり、今後の研修コース、また研修員受入事業の改善に資することができれば幸いである。

なお、本調査団派遣にあたりご協力を賜った大阪大学、青山特許事務所、財団法人比較法研究センターならびに現地において数々のご指導とご協力を賜った在外公館ならびに関係機関の方々にあらためて謝意を表したい。

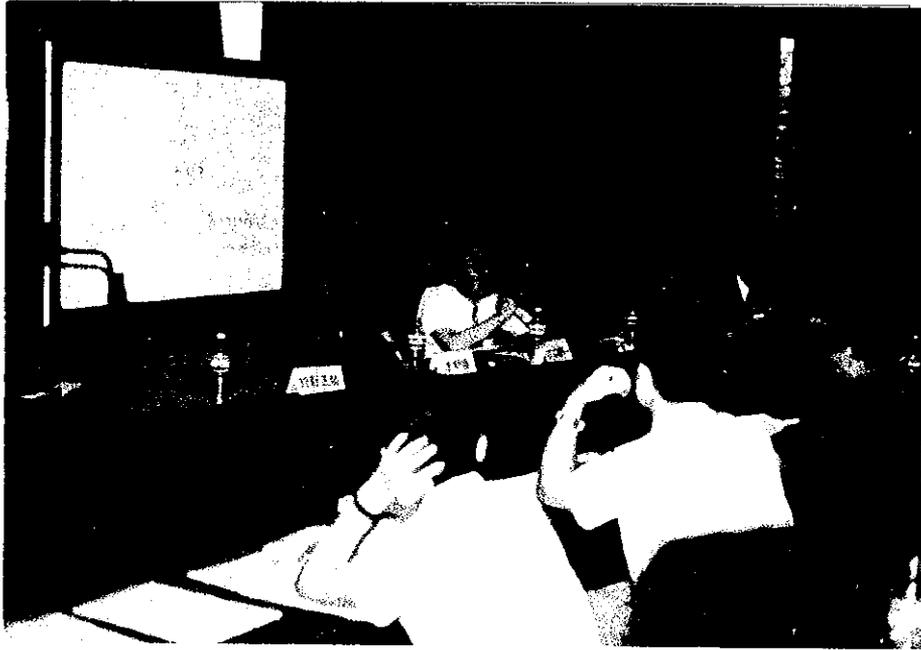
大阪国際センター
所長 鈴木 治夫



インドでの公開技術セミナー風景（平成7年7月24日開催）



タイでの公開技術セミナー風景（平成7年7月28日開催）



中国での公開技術セミナー風景（平成7年8月1日開催）

目 次

I. 序 文	
用語の解説	1
II. 派遣チームの概要	4
1. 派遣目的	4
2. 団員構成	4
3. 調査日程	4
4. 主要面談者	6
5. 調査概要および提言	8
III. 公開技術セミナーの概要	11
1. スケジュール	11
2. 発表内容	11
3. 参加人数および実施場所	11
4. インドでのセミナー実施後の所感	11
5. タイでのセミナー実施後の所感	12
6. 中国でのセミナー実施後の所感	12
IV. 窓口機関での調査結果	14
1. インド	14
2. タ イ	14
3. 中 国	15
V. 帰国研修員の動向およびアンケートの調査結果	16
1. 帰国研修員の動向について	16
2. インドおよびタイにおける研修アンケート調査結果	16
3. 中国における研修アンケート調査結果	21
VI. 知的財産権の関係省庁での調査結果	28
1. インド	28
2. タ イ	29
3. 中 国	30
VII. 付属資料	34
1. Questionnaire	34
2. 収集資料リスト	38
3. 平成7年度国際知的財産権コース実施要領	39

用語の解説

1) TRIPS

「Agreements on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights」(知的所有権の貿易に関連する側面に関する協定)の略

GATT(貿易と関税一般協定)の第8回目の交渉(多目的貿易交渉)で金融取引などのサービス貿易、知的所有権などの分野における検討がなされ、1993年12月に最終合意文書が採択された。これを受けて1994年4月のマラケシュ閣僚会議で世界貿易機関(WTO)を設立する協定が採択されたが、その付属書として採択された協定のこと。

この協定の目的とするところは、「知的所有権の保護を促進し、並びに知的所有権を行使するための措置および手続が貿易の障害とならないことを確保するために、知的所有権の貿易関連の側面に関する原則、規定および規律を定めるもの」で、前文および本文73条からなっている。

内容は次のとおり。

1. 一般規定および基本原則(1条-8条)

他の知的所有権条約との関係

内国民および最恵国待遇など

2. 知的所有権の取得可能性、範囲および利用に関する基準

(1) 著作権および関連する権利(9条-14条)

ベルヌ条約の遵守

コンピュータプログラムの保護

著作物の保護期間を50年以上

実演家、レコード製作者などの保護

(2) 商標(15条-21条)

外国周知商標の適切な保護

保護期間を7年以上

(3) 地理的表示(22条-24条)

ワイン・スピリッツの地理的表示誤認混同の防止

(4) 意匠(25条-26条)

意匠権の保護

保護期間を10年以上

(5) 特許(27条-34条)

物質方法特許

強制実施権の規定

保護期間を20年以上

(6) 集積回路の回路保護 (35条-38条)

集積回路についての知的所有権に関する条約規定との関係および保護の強化
保護期間を10年以上

(7) 未公開情報の保護 (39条)

(8) ライセンス契約における反競争的行為の規制 (40条)

3. 知的所有権の行使

(1) 一般義務 (41条)

公平・公正な手続

(2) 民事上、行政上の手続、救済装置 (42条-49条)

証拠、差止命令、損害賠償

(3) 暫定措置 (50条)

(4) 国境措置に関する特別の要件 (51条-60条)

不正商標商品、著作権侵害物品に関する申立権

(5) 刑事上の手続 (61条)

4. 知的所有権の取得および維持並びに関連する当事者間手続 (62条)

5. 紛争の防止および解決 (63条-64条)

協定の対象法令、行政上の決定などに関する透明性の確保

6. 経過措置 (65条-67条)

先進国については協定の効力発生の日から1年間の猶予

開発途上国については同5年間の猶予

後発開発途上国については同11年間の猶予

技術協力

7. 制度上の措置および最終規定 (68条-73条)

2) WTO

「World Trade Organization」(世界貿易機関)の略

サービス貿易、知的所有権などの新しい分野を含むウルグアイ・ラウンド交渉の成果を包括的に実施する制度的枠組みを創設するための国際機関として設立。1995年1月1日協定発効。

3) WIPO

「World Intellectual Property Organization」(世界知的所有権機関)の略

全世界にわたっての知的所有権保護の促進を目的に設立された国際連合の第14番目の専門機関。1967年に発足。

4) ベルン条約

文学的および美術的著作物に関する著作者の権利保護を目的とした条約で、1896年に締結。

5) パリ条約

工業所有権の国際的保護を目的とした条約で1883年に締結。

II. 派遣チームの概要

1. 派遣目的

本調査団は集団研修コースとして平成2年度から毎年度実施している「国際知的財産権コース」、を対象に次の3つの目的のもとに派遣された。調査対象国はインド、タイ、中国の3カ国である。また、中国においては国別特設研修コースとして設定した「国際技術貿易セミナー（平成2年度から平成6年度まで実施）」および「中国知的財産権コース（国際技術貿易セミナーを引き継ぐ形で平成6年度から実施）」も併せてフォローアップ調査の対象とした。

1) 研修のアフターケア

- ・公開技術セミナーを開催し広く関係者に本研修に関する最新情報を提供すること
- ・帰国研修員およびその所属先の技術的問題に対する助言を行うこと

2) 研修の評価

- ・これまで実施した本研修の効果について調査すること

3) ニーズ調査

- ・当該国における本研修分野の技術水準、技術的問題、および研修ニーズを調査すること

2. 団員構成

総括／団長（知的財産権法） 江口 順一

大阪大学 法学部長

技術指導（特許） 伊藤 晃

青山特許事務所 弁理士

技術指導（研修組立） 狩野 正勝

財団法人 比較法研究センター事務局次長

業務調整（研修業務） 水野 隆

国際協力事業団 大阪国際センター研修課長代理

3. 調査日程

派遣期間：平成7年7月20日から8月2日まで（14日間）

月／日	曜日	行 程
7／20	木	大阪（伊丹）－ 成田 － デリー（NH 076／AI 307）

(インド)

7/21	金	JICA事務所打合せ、日本大使館表敬、大蔵省経済協力局での調査特許庁での調査、REMFY & SAGAR法律事務所訪問
7/22	土	資料整理
7/23	日	資料整理
7/24	月	商標登録庁での調査 公開技術セミナー（於 The Oberoiホテル Nilgiriの間）
7/25	火	工業省での調査、日本大使館およびJICA事務所への報告 デリー - バンコク (AI 302)

(タイ)

7/26	水	JICA事務所打合せ、日本大使館表敬 DTEC（技術経済協力局）での調査
7/27	木	首相府法務部での調査、商業省商業経済局での調査 商業省知的財産局での調査
7/28	金	公開技術セミナー（於 スコタイホテル ボールルーム）
7/29	土	資料整理

(中国)

7/30	日	バンコク - 北京 (TG 614)、国家科学技術委員会火炬計画からのヒアリング
7/31	月	JICA事務所打合せ、国家科学技術委員会工業科技局からのヒアリング、 国家科学技術委員会合作局および法規局での調査、工商行政管理局および専 利局（特許庁）での調査
8/1	火	国務院弁公室からのヒアリング 公開技術セミナー（於 国家科学技術委員会会議室）
8/2	水	日本大使館およびJICA事務所への報告 北京 - 大阪 (JL 786)

4. 主要面談者

1) インド

MR. D. N. NARASHIMIA RAJU	DEPUTY SECRETARY (I. A. S.) DEPARTMENT OF ECONOMIC AFFAIRS, MINISTRY OF FINANCE
MR. PUSHPENDRA RAI	DIRECTOR (I. A. S.) DEPARTMENT OF INDUSTRIAL DEVELOPMENT, MINISTRY OF INDUSTRY
MR. S. CHANDRASEKARAN	ASSISTANT CONTROLLER OF PATENTS & DESIGNS PATENT OFFICE (BOMBAY)
MR. B. P. MISRA	DEPUTY CONTROLLER OF PATENTS & DESIGNS PATENT OFFICE BRANCH, MINISTRY OF INDUSTRY
MR. R. V. PATEL	DEPUTY CONTROLLER OF PATENTS & DESIGNS PATENT OFFICE BRANCH (MADRAS)
MR. P. K. PATNI	ASSISTANT CONTROLLER OF PATENTS & DESIGNS PATENT OFFICE BRANCH, MINISTRY OF INDUSTRY
MR. OM PRAKASH	DEPUTY REGISTRAR OF TRADE MARKS TRADE MARKS REGISTRY
MR. U. S. SHARMA	ASSISTANT REGISTRAR OF TRADE MARKS TRADE MARKS REGISTRY
MR. V. SAGAR	ATTORNEY, REMFRY & SAGAR
MR. H. SUBRAMANIAM	ATTORNEY, REMFRY & SAGAR
MR. SHANTI KUMAR	TECHNICAL ADVISER, ACME COMPANY, PATENT & TRADE MARK ATTORNEYS
小島 誠二氏	日本国大使館公使
丹治 彰氏	〃 一など書記官
MASATO FUKUSHIMA	〃 〃
TAKAMICHI OKABE	〃 ECONOMIC COUNSELLOR
(帰国研修員)	
MR. SATISH CHANDER	DEPUTY DIRECTOR, ELECTRONICS DIV. MINISTRY OF INDUSTRY
MR. AMAR PRAKASH	ASSISTANT REGISTRAR OF TRADE MARKS, TRADE MARKS REGISTRY, BOMBAY
MR. G. L. VERMA	ASSISTANT REGISTRAR OF TRADE MARKS, TRADE MARKS REGISTRY, BOMBAY

2) タイ

MR. NIPON SIRIVAT	CHIEF OF JAPAN SUB-DIVISION, DTEC
MS. SIRIWAN KARNSIRIKUL	IN CHARGE OF TRAINING, DTEC
MS. JITKASEM TANTASIRI	TRAINING ANALYSIS SUB-DIVISION, DTEC
MR. MAITRI TANTEM SAPYA	SECRETARY GENERAL, OFFICE OF THE PRIME MINISTER
DR. RONGPHOL CHAROENPHANDHU	PERMANENT LAW COUNCILOR OFFICE OF THE COUNCIL OF STATE
DR. ACKARATORN CHULARAT	COUNCIL OF THE STATE
MS. PORNTHIP JALA	FOREIGN LAW DIVISION OFFICE OF THE COUNCIL OF STATE
MR. SOMKIAT TRIRATPAN	DIRECTOR, ASEAN TRADE & ECONOMIC AFFAIRS DIVISION DEPARTMENT OF BUSINESS ECONOMICS MINISTRY OF COMMERCE
MR. ML BHUTHONG THONGYAI	ECONOMIC ADVISOR DEPARTMENT OF BUSINESS ECONOMICS
MR. PRASIT LISAWAD	DEPUTY DIRECTOR GENERAL, DEPARTMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY (DIP), MINISTRY OF COMMERCE
MS. KWANJAI KULKAMTHORN	TECHNICAL & PLANNING DIVISION, DIP
前田 充浩氏	日本国大使館一など書記官
橋本虎之助氏	J I C A 派遣専門家
仁木 浩氏	〃
MONGKOL SINSOMBOON, DEPT. OF ASEAN AFFAIRS	
MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS	

タイ語通訳

(帰国研修員)

MR. CHUKIBERT RATANACHAICHAN
MR. STAUN CHOOSAKUL
MS. SERMDARUNEE KRASINDHU
MS. MANITYA WATCHANAPRAPHAN

LEGAL OFFICER 8, OFFICE OF THE COUNCIL OF STATE
SECRETARY OF THE LAW COMMITTEE No 8
SECRETARY OF THE PETITION COMMITTEE No 3
SENIOR ECONOMIST, ASEAN ECONOMIC AFFAIRS DIVISION
DEPARTMENT OF BUSINESS ECONOMICS

3) 中 国

(TORCH PROGRAM 関係)

MR. LIANG JIAN SHAN

VICE DIRECTOR SHI JIA ZHUANG HIAH & NEW TECH
INDUSTRIES DEVELOPMENT ZONE

MR. LIU ZHENTANG

DEPUTY DIRECTOR, OFFICE FOR TORCH PROGRAM
STATE SCIENCE & TECHNOLOGY COMMISSION (SSTC)

MR. XIA WEIDONG

(国务院知的財産権政策室関係)

MR. ZHU CHUAN-BAI

DEPUTY DIRECTOR, OFFICE OF STATE COUNCIL
INTELLECTUAL PROPERTY, EXECUTIVE CONFERENCE
DEPUTY DIRECTOR OF REGULATION DIVISION
DEPT. OF POLICY REGULATION & SYSTEM REFORM, SSTC
DIVISION CHIEF, DIVISION OF COMPREHENSIVE AFFAIRS
MANAGEMENT, SSTC

MR. WANG HANPO

EXECUTIVE SECRETARY, OFFICE OF STATE COUNCIL

MR. LI YUXIAN

LEGAL CONSULTANT,
PROJECT OFFICER, STATE SCIENCE & TECHNOLOGY
COMMISSION

MR. WANG YONG

MR. XIE GUANBIN

MR. JIANG HONGYI

MR. HONG YI JIANG

(調査日程の調整を担当)

(工業科技司関係)

MR. LIU JIU GUI

DIRECTOR, SENIOR ENGINEER, ENTERPRISE DIVISION, SSTC
DEPUTY DIRECTOR, DEPARTMENT OF INDUSTRIAL
TECHNOLOGY, SSTC

MR. ZHANG BINGFU

MR. YUCHI JIAN

DEPUTY DIRECTOR, DIVISION OF MACHINERY,

MR. CHEN JIACHANG

DEPUTY DIRECTOR, ENTERPRISE DIVISION,

MR. YANG WENXIANG

VICE PRESIDENT, GENERAL EXECUTIVE SENIOR ENGINEER
BEIJING FOUNDATE NEW TECH R & D CORPORATION

(商標局)

王 晋木

工商行政管理商標局 綜合部 部長

(專利局(特許庁))

MR. LIN BINGHUI

DIRECTOR GENERAL, INTERNATIONAL COOPERATION
DEPARTMENT, PATENT OFFICE

MS. HAN XIAOQING

DEPUTY DIRECTOR OF ASIA & PACIFIC DIVISION
INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT, PATENT OFFICE
日本大使館經濟部 書記官

原川

5. 調査概要および提言

フォローアップの対象とした研修コースに参加者が比較的多い国を選んでの調査であったが、対象分野に中国の国別特設研修コースが含まれていることから必然的にアジア地域となり、その中でも知的財産に関し昨今国際的にも注目されているインド、タイおよび中国の調査を行った。

各国とも実質的な調査日が3日で、その内1日を公開技術セミナーにあてるというタイト・スケジュールであったが、反面、効率的な充実した調査であったと言える。また今回の調査は、「不正競争防止の国際化」や「特許制度の協調／統一化」の世界的流れを考えると、現地の関係者と直接面談し意見交換を行い、かつ交流を深めることで人的関係やネットワークの構築をすることができたことも今後の研修を組む上で役立つと思われる。なお当然のことかもしれないが、帰国研修員がそれぞれの国において知的財産権の分野で活躍しており、日本での研修が効果を上げていることを目の当たりにしたことは研修のやりがいを実感させるものであった。

今回の調査を通じて調査団が得た知見と将来の研修コース実施に当たっての提言を以下のとおり記す。

- 1) 対象3研修コースのカリキュラムは総合的かつ多角的であって、知的財産概念の基本的な考え方も国際的水準に依拠していて広範かつ総合的にとらえられているとの感を強くした。WIPOによる研修その他の研修プロジェクトと比較しても、十分に将来的展望を持っており、この種の研修プログラムとしては世界的にも類を見ないものとなっているといえる。
- 2) 「知的財産権」に関する研修プログラム（中国のみの技術貿易をめぐる法律コースを含む）は、既に数年にわたる実績を有するが、当初からカリキュラムを構成するに際して、狭義の特許・実用新案・意匠・商標制度の技術的研修にとどまらず、広義の工業所有権・著作権に当たる領域をも対象として（パリ条約第1条、WIPO条約第2条第8項参照）、研修計画を策定して実施してきた。しかも、その中には更に、半導体集積回路保護法や種苗法（植物新品種保護法）のような新しい知的財産権の領域をも先取りして研修に含めてきている。このような“先見性”が大きな効果をもたらしていることが、今回の各国におけるフォローアップ調査において帰国研修員から語られたことは特筆に値する。
- 3) 研修コースの講師としては、きわめて多彩な人材が活用されており、学者・実務家・諸官庁からそれぞれの専門分野について講義が行われているので、研修員の側でも日本における知的財産権事情についての偏らない情報を授受することができることが肯定的に指摘されていることが分かった。
- 4) 研修プログラムには、いわゆる会社見学が設定されており、日本の大企業・中小企業における知的財産管理の実態について実地に学ぶことができたのは、大きな収穫であったと語る帰国研修員が少なくなかったことも印象に残っている。特に、近年において日本企業の知的財産管理が世界的に注目されるようになっており、このような研修プログラムを数カ月にわたる座学の中に挿入していることは、いわば“日本型システム”ともいえる独特の効果を挙げているこ

とが明らかとなった。

- 5) 訪問先の各国は、ある意味ではもはや知的財産権制度について後進国ではなくなっていることが衝撃的に明白となった。程度の差はあるものの、法律制度の面では各国は、米国との二国間交渉やGATT/TRIP協定成立(WTO発足)以後、急激な勢いで制度的な整備を進めてきている。そのような新しい世界事情との関連において、研修プログラムについても、各国から次のステップにある将来の斬新な研修計画への期待が要望された。国際的な位置づけからみると、わが国は歴史的に、先進国の中では、知的財産権の保護については、おそらく「加害国」と「被害国」双方の顔を持って発展してきた特徴ある国であり、このことは、制度面の整備拡充に躍起となっている開発途上国からみれば、興味深いモデルとなるのではないかと思われる。各国において、次のバージョン・アップした研修プログラムへの期待が語られたのも十分に頷けるところである。
- 6) 訪問先3カ国ともきわめてプライドの高い国々であるが、知的財産権制度の運用面では、少なからず問題を抱えていることが明らかになった。例えば、コンピュータ・システムを駆使する特許庁・商標庁の先端的なシステムも停電などが頻発するインフラ・ストラクチャーが未整備の状態にはなかなか対応が困難であろうと思われる。また、国によっては、中央政府の方針と地方政府の方針との食い違いはこのような分野においても顕著に見られる問題点である。更に、制度と民衆の法律感覚とのギャップについては随所で語られたが、これについては、WIPOなどによる啓蒙活動も活発に推進されてはいるが、知的財産権保護思想の普及について教育面での重要性が各国で指摘されていたことも印象に残ることの一つである。
- 7) 今回の訪問においては、各国の政府要人・法律専門家などのきわめて集中的な充実したインタビューの時間に恵まれ有益であった。その中で最も印象的なキーワードは、“Cooperation”ということばであった。1970年代以降、先進国から開発途上国への技術移転について語られるとき、いつものことながら、Transfer of Technology (TOT) という観念が使われた。また、わが国ではしばしば「技術援助」ということばになった。今回の訪問先の各国は、知的財産権制度の面では、それぞれ南アジア地域、ASEAN地域などで既に、地域統合のリーダーシップを取ろうとしている諸国である。しかし、彼らはきわめて慎重に、ルールのハーモナイゼーション(統一化)ということばさえ使用することを躊躇した。Transfer of Technologyということばさえ禁句であった。知的財産権制度を国際水準に整備するということは、決して技術移転とか、技術援助というような哲学で行うべきものでなく、あくまでもルールのグローバル化を進めることを意味しており、そのためには南と北との“情報交換”を通じて、“Cooperation”の思想を基盤として進めなければならないということである。
- 8) 本件研修コースに参加した研修員から「特許実務を研修に加えてほしい」などの要望が出たことや、今回のインドでの調査では東京国際研修センターで実施されている「工業所有権研修コース」の帰国研修員も参集したことなどから両研修の混同が見られた。今後は類似研修コー

スの情報を盛り込むなどG Iの記述に工夫をする必要がある。

- 9) 各国の知的財産権制度は本件研修コースが始まった1990年頃と比べると非常に充実して来ている。特に特許法などの制度または仕組みは国際的ハーモナイゼーション（協調／統一化）の動きの中で各国共通したものとなってきている。したがって、今後研修の講義内容もこの点を踏まえ、日本と参加研修員の国に共通する基本的事項よりもむしろ参加研修員の国が直面している問題や将来的問題に視点を当てて、日本の現状や運用について説明した方が参加研修員にとって実があると思われる。

10) 中国個別（国別特設）コースに関する提言

「国際知的財産権コース」のほか、中国個別コース（「国際技術貿易セミナー」さらに昨年度より同セミナーの後継として「中国知的財産権セミナー」）の2コースを加えると6年間で約80名近い研修員が研修を終えている。派遣された研修員の内訳は、3分の2の約60名が中国各地の省および北京、上海、天津特別市などの科学技術委員会に所属、約20名が国家科学技術委員会などの國務院に所属している。本研修が知的財産権保護に関する政策展開の参考に資することを目的としていることに鑑みれば、対象を中央政府機関関係者に限定すべきであろうが、今回の調査で各関係者と公式、非公式に意見交換したところ、当該研修に地方政府の科学技術委員会所属の知的財産権問題の担当幹部が派遣されていることが本コースの目的に適ったものであるということが理解できた。

すなわち、「9、3）知的財産権の中国関係省庁での調査結果」でも触れるが、ここ暫くの間に中国では知的財産権保護制度を急速に整備するとともに、行政、司法機関ともに権利侵害に対しては厳罰で対処している。今回訪問した政府機関の國務院知的財産権弁公會議弁公室、国家工商行政管理局、国家専利（特許）局のいずれもが知的財産権保護のために積極的に取り組んでいるのがよく理解できた。日本のマスコミなどを賑わしている偽ブランド、デッド・コピー問題などの知的財産権侵害事件の大部分が地方で発生しているという事実を考えた場合、広大な国土、稠密な人口で、かつ長年にわたって計画経済に慣れ親しんできた国民に対する知的財産権保護の重要性を喚起した教育、啓蒙を行うことの難しさ、市場経済への急速な移行に伴う国民モラルの混乱、さらには沿海部と内陸部との地方経済発展速度の不均衡などの諸問題が複雑に絡み、地方政府に権限が相当程度委譲されている行政の現状を考えれば、中央政府だけの努力で問題解決が図れる状態ではなさそうである。

こうした背景を考えた場合、今後、省レベルの担当者にも対応できるよう知的財産権保護の意識昂揚に向けたプログラム、すなわち、中国の行政、司法制度の沿革がわが国と異なっており、知的財産権保護の捉え方や権利侵害事件に対する取り組みに違いがあることを認識した上でコース・カリキュラムを組む必要がある。

Ⅲ. 公開技術セミナー概要

1. スケジュール（3カ国ともおおむね同様のスケジュールにて実施）

- 13:00 開会の辞
- 13:25 JICAの研修事業について (水野)
- 13:40 国際知的財産権コースの概要 (狩野)
- 14:00 技術移転をめぐる知的財産権法と日本法制度 (江口)
- 15:00 休憩
- 15:30 特許実務の現状と課題 (伊藤)
- 16:30 閉会の辞

2. 発表内容（発表順）

- ・ JICA's Activities (水野)
- ・ Outline of the "Group Training Course in Intellectual Property Rights in Technology Transfers" (狩野)
- ・ Intellectual Property Law and Technology Trade (江口)
- ・ The Present Situation and The Problems To Be Faced Under The Japanese Patent System (日本の特許実務の現状と課題) (伊藤)

なお発表内容はそれぞれの国情に応じて変化を持たせた。

3. 参加人数および実施場所

- インド：11名、オペロイホテルニルギリの間
- タイ：41名、スコタイホテルボールルーム
- 中国：15名、国家科学技術委員会会議室

なおインドと中国は帰国研修員が中心であったが、タイについては首相府、商務省、知的財産局および法律事務所から関係者が参集した。

4. インドでのセミナー実施後の所感

セミナー参加者は帰国研修員と特許局および商標局の関係者が中心で、参加人数は多くはなく、タイでのセミナーに比較すると、今一つ盛り上がりには欠けていた。インドもWTOのメンバーであり、知的財産権分野においても、諸外国とのハーモナイゼーションに則った法整備が緊急の課題であろうが、その足取りは遅速であるとの印象を持った。

江口教授の講演テーマ「不正競争防止のグローバル化」は、インドでも直面している模倣の問題に対してタイムリーなテーマであった。また、伊藤弁理士の講演テーマ「日本の特許

制度の現状と課題」はインドの今後の特許制度の整備に参考となったと思われる。

講演後にはいくつかの質問がなされた。それらの質問から、特に、日本の実用新案制度、日本の特許庁における先行技術の調査システムおよび平成7年の日本特許法の改正について興味を持っていることが伺われた。

5. タイでのセミナー実施後の所感

タイでは1992年5月に、商務省商業登録局から特許部および商標部を独立させるとともに、教育省の著作権担当部署をも併せ統合して、商務省知的財産権局を設置し、知的財産所管官庁の体制強化が図られている。このような状況を反映して出席者数が40名を越えるという盛り上がりは、インドや中国のセミナーと比較すると群を抜いていた。これは、タイ関係者の今回のセミナーに対する真摯な取り組み姿勢、さらに言うならば、タイ関係者の知的財産権制度の確立に向けての熱心な取り組み姿勢を示しているといえることができるであろう。

本年がGATT TRIPS AGREEMENTの発効の年（1995年1月1日発効）であることもあって、知的財産権問題はタイにとっても早急に制度を充実させるべき大きな問題となっている。特に、タイも含めてアジア諸国においては「偽物」の製造販売が大きな問題となっているが、「不正競争防止のグローバル化」に触れた江口教授の講演内容はタイムリーであり受講者にとって非常に有益なものであったと思われる。

また、審査の迅速処理、特許情報／特許検索のコンピュータシステムの構築などはタイも含めて世界各国にとって解決すべき大きな課題である。さらに、特許制度は世界的ハーモナイゼーション（協調／統一化）に向かって動いている。伊藤弁理士からは、「日本の特許制度の現状と課題」および「最近の注目すべき判例と最近の法改正」についての説明がなされ、受講者に新しい参考情報を提供できたと思われる。

講演後も各講演者に対する多くの質問もセミナーの有効性を裏付けるものであった。

6. 中国でのセミナー実施後の所感

中国でのセミナーについては、中・米知的財産権問題を巡る交渉が今春に終結した直後という微妙な時期であったので、中国側の事情を配慮して、インド、タイのような公開セミナーとしては行わず、対象を帰国研修員のみ限定して開催した。また、場所も国家科学技術委員会内部の会議室とした。

セミナーには「国際知的財産権コース」に参加した研修員のほか、「国際技術貿易セミナー」（平成2年度から平成6年度まで実施）および「中国知的財産権コース」（平成6年度から実施）の研修員ら15名が出席した。同一の研修コースであっても研修員の所属は年度によって異なっており、平成2年度から平成4年度までは国家科学技術委員会の炬火計画弁公室（「たいまつ計画」事務局）、平成5年度は地方の省科学技術委員会所属の研究機関などからの混成、平成6年度は

知的財産権と直接関係の深い組織関係者、平成7年度は平成6年7月に新設された国務院知的産権弁公会議弁公室関係者といった構成であった。セミナーに出席した研修員はいずれも国務院知的産権弁公会議弁公室をはじめ工業司、炬火計画弁公室、国家著作権局など、知的財産権問題と関わりの深い関係者らであった。

各研修員とも日本のその後の知的財産権問題の動向には関心が高く、国務院知的産権弁公会議弁公室関係者を中心に活発な質疑応答がなされた。

IV. 窓口機関での調査結果

各国の技術協力窓口機関において「Ⅶ. 付属資料、1) 調査用紙」の質問事項に基づき調査した。

1. インド経済協力局 (Deputy Secretaryからのヒアリング)

- 1) 農業用種子など、特許に関して国をあげての他国と競争が激しいことから本研修テーマに対する関心はとても強いとの印象を受けた。したがって国内での本研修テーマに関する関係省庁も多いことからG Iの配付は容易とのことである。
- 2) J I C Aの研修全般に言えることとして、米国などと比較すると、受入れ、およびその形態などにフレキシビリティがない反面、研修日程・短期間の研修内容などが非常に良く練られているとのコメントを得た。

2. タイ技術経済協力局 (D T E C) (日本課長からのヒアリング)

- 1) 研修員の選考から帰国後の研修実施報告書(報告内容は以下のとおり)の窓口機関(D T E C)への提出義務に至るまで、研修員の派遣について行き届いたシステムで動かしている。
- 2) タイにとって研修員の派遣数が日本について2番目に多いオーストラリア(J I C Aへの派遣数450人/年、オーストラリアへの派遣数50人/年)との研修方法の違いを聞いたところ、オーストラリアは米国と同様で、主としてオーストラリア国内の大学への留学と言う形態をとっており分野についてもJ I C Aのように限定した内容を短期間で効果的に研修させるシステムではないとのことである。

(研修員が帰国後、タイ政府(D T E C)に提出する研修報告書の記入事項)

題目: 海外での研修報告書(D T E C宛)

(全6ページ)

1) 一般情報

- ・氏名、役職、研修名、研修国および費用負担機関名、研修期間
- ・かかった費用: 航空賃、宿舎費、衣服費、教材費、その他の生活費

2) 研修内容

- ・研修内容(簡潔に)
- ・あなた自身にとってこの研修は有益でしたか
はい/いいえ -それぞれの理由は
- ・あなたの組織にとってこの研修は有益でしたか
はい/いいえ -それぞれの理由は
- ・研修内容はあなた自身/あなたの組織の当初の目的に合致していましたか

もし「合致していなかった」場合は理由を書きなさい

- ・この研修はあなた自身／あなたの組織の将来にとって必要ですか
- 3) 遭遇した問題など
 - ・一般的な問題点
 - ・研修参加上の問題点
 - ・上記の改善点があれば書きなさい
 - 4) 研修参加前と後での職位について
 - ・研修参加前と後の職位、組織、職務範囲を記しなさい
 - 5) 今回の研修に対する意見があれば書きなさい
 - 6) 研修員の所属先上司／プロジェクトチームリーダーのコメント

3. 中国国家科学技術委員会協力局（日本課担当者からのヒアリング）

- 1) 調査時点での中国側担当者は山東省から出向してきて1年しか経てなく、十分な調査ができたとはいえなかったが、同担当者の発言によれば研修員の帰国報告は派遣元の原局が受けており、派遣窓口の科学技術委員会協力局日本課では改めて行っていないとのことである。
- 2) 本課題の研修コースへの中国からの参加者はこれまでに70名を越えるが、今後さらに参加希望がありつづけるのかとの当方からの問いに対しては、国家科学技術委員会法規局および国務院からのコメントとして中国全土に特許関係職員2,000人、商標登録関係職員10,000人、著作権関係者200人、知的財産権関係の裁判関係者200人、新たに7月から始まる国務院弁護士150人、以上合計12,550人の潜在研修員がいるとの具体的数字を示され、その要望の高さを知らされた。
- 3) 中国からの研修員は、国家科学技術委員会の関係者が他の委員会／機関に属するより適任の者より優先的に選抜されてわが国に応募提出される傾向にある。現地の関係者との意見交換でわが国との技術協力の円滑な推進に国家科学技術委員会のはたしている役割は大きいことが改めてわかり、一概にその選抜システムを非難するべきではないと考える。ただし、不適格な研修員の応募があった場合は、受入れ不能／再応募依頼など理由を明確にして中国側に申し入れる必要がある。

V. 帰国研修員の動向およびアンケート調査結果

1. 帰国研修員の動向について

1) インド

帰国研修員4名 (Mr. Satish Chander 1990, Mr. Amar Prakash 1992, Mr. Sunil Ahuja 1993, Mr. Gobli Verma 1994) のうち、Sunil Ahuja氏を除き、派遣時点と所属は変わっていない。現在、Satish Chander氏は、中小産業次長でエレクトロニクス担当、Amar Prakash氏は産業省商標登録局上級商標審査官、Gobli Verma氏は、同商標登録局商標次席登記官。

2) タイ

帰国研修員4名 (Mr. Manitya Wachanapraphan 1990, Mr. Sataun Choosakul 1991, Mr. Chukiert Ratanachaichan 1992, Ms. Sermdarunee Krasindhu 1994) はいずれも派遣時点と所属は変わっていないが、Manitya Wachanapraphan氏にあっては、商標登録局商標登録分析官であったが、1992年に商務省内に知的財産局が新設された際の人事により、ビジネス経済局に異動した。他の3人については、従前の総理府司法協議会に所属し、知的財産権法をはじめとする立法作業を担当している。

3) 中国

中国にあっては、「国際知的財産権コース」と「国際技術貿易セミナー」(中国個別コース)の2コースに研修員がいるが、前者の集団コースに参加の3名(辛克浙江省科学技術委員会、續超前国家科学技術委員会国際合作司、蔣洪義国家科学技術委員会政策体改司)の内、蔣氏は同職と国務院知的産権弁公会議弁公室との兼務となった。

後者の「国際技術貿易セミナー」には、国務院関係者のほか、各省の科学技術委員会関係者など計78名が参加している。各地の省の研修員は概ね異動がないが、国務院関係者にあっては、特に昨年新設の国務院知的産権弁公会議弁公室のほか、国家科学技術委員会炬火計画弁公室、同委員会工業司のほか、国家科学技術委員会附属の会社へ若干名異動している。

4) 所感

研修員の帰国後の動向をみると、いずれも異動した研修員も概ね研修で学んだ知的財産または技術貿易と何らかの繋がりのある組織で活躍中である。一部アンケートで、帰国後、研修で得た知識を業務で生かし切れてないとする意見が寄せられているが、回答者の所属、担当業務を考えると、近い将来活かされる時期が来ると思われる。

2. インドおよびタイにおける研修アンケート調査結果

各JICA事務所を通じて本研修コース帰国研修員に対して事前にアンケート調査票「Ⅶ. 附属資料3) 調査用紙」を送付し、われわれが当該国を訪問した際に回答票を受け取った。有効回答は、インド2名、タイ4名、中国1名で、回答結果は以下のとおりである。なお、中国国別特

設コースの研修員を対象とした結果については、別項3. にまとめた。

Q1 カリキュラムについて

(1) 帰国後、業務に役立った研修内容は何か。

(インド)

- ・商標に関する内容が業務上役立った（2名とも）。

(タイ)

- ・技術移転契約におけるトレード・シークレットの法律と実務。
- ・仕事上関係する法務委員会が知的財産権と国際貿易裁判所設立法案を審議した理由から、知的財産権に関する講義が極めて有用であった。
- ・知的財産権法に関する若干の請願があるが、帰国後、研修で得た知識を実際に使わなかった。
- ・日本の知的財産権法の概要。
- ・商標法、意匠法および著作権法の保護に関する法律と実務。

(2) 今後、コースで追加すべき講義は何か。

(インド)

- ・他国の商標に関する審査手続、保護手続。
- ・世界貿易機構などの講義のほか、研修修了者を対象としたリフレッシュコースの開設を希望。

(タイ)

- ・トレードシークレットと知的財産保護の講義は、タイにこれらを保護する特別法がないので有用となろう。
- ・特許法、特に主要先進工業諸国の特許審査、訴訟に関するさらに多くの講義。
- ・タイでは作家、作曲家および出版者の著作権が有効的に保護されていないので、日本音楽著作権協会業務の講義。
- ・トレードシークレット、半導体集積回路配置保護に関する講義。
- ・WTOと知的財産権。
- ・WIPOおよびWTOの知的財産権に関する国内立法への影響。

Q2 テキスト、資料について

(1) “Doing Business in Japan (DBJ)”を含むテキスト、資料類が業務に役立っているかどうか。

(インド)

- ・いくつかのテキスト、資料は極めて有用であったが、講義自体の方が資料などよりも主たる学習の源泉。
- ・DBJを受け取っていない。

(タ イ)

- ・民法、会社法改正委員会の事務局の時に、多くの比較研究に必要とした。
- ・テキストおよび資料は、実体法の見直しの際の比較法研究に大変役立っている。
- ・請願業務にあまりテキスト、資料は利用していない。しかし、法律委員会の事務局または法改正委員会の事務局担当者からの比較法研究についての照会の際には極めて有益となろう。
- ・「Doing Business in Japan」の要約はハンドブックとして備えている。

(2) 今後追加すべき資料類は何か。

(インド)

- ・サービス・マークがこれから重要問題となるので、テキストが有用になると思われる。
- ・全研修員にDBJが配布されることを希望する。

(タ イ)

- ・コンピュータ・ソフトウェア、半導体集積回路およびトレードシークレットに関するテキストおよび資料。
- ・コンピューターが幅広く利用されているので、コンピューター・ソフト保護、特にリバース・エンジニアリングのテキストなどが有益となろう。
- ・WTOのTRIPS、ベルン条約、パリ条約などの多国間条約の資料。このような資料は、知的財産権に関する各国政策展開の基礎知識となり得る。

(3) 業務上、日本の知的財産権に関する資料、データ類を定期的または不定期的に希望するか否か。

(インド)

- ・日本の改正された特許法、商標法、著作権法の資料を希望する。JICAからその他の情報誌を定期的に送ってほしい。
- ・できれば、DBJを至急送ってほしい。業務の標準化のために商標をコンピューター処理するためのプログラム、手続きおよび資料を定期的に送付してほしい。

(タ イ)

- ・日本でのその時々々の知的財産権に関する新しい資料を希望する。
- ・東京で通商産業省の知的財産部門の訪問と権限のある職員との懇談は、コース終了後、研修員に大きな利益となるであろう。

Q3 講師との交流の有無について。

(1) 講師とのコンタクトをとりたかったことがあるかどうか。また、実際に取ったかどうか。

(インド)

- ・必要性を感じ、何人かの講師とコンタクトを取った。
- ・取っていない。

(タ イ)

- ・必要性はあるが、まだコンタクトは取っていない。
- ・なし(2名)

(2) 取れなかった理由は。

(タ イ)

- ・商標の近代化計画が進行中であり、将来、講師とコンタクトを取りたい。

Q 4 知的財産権に関する英文による資料などの提供について

(1) 貴国の知的財産権に関する英文による資料などの提供が可能か。

(インド)

- ・商標法関係、商標登録資料および商標に関する情報は無料で提供が可能。
- ・知的財産権法関係は、無料で提供が可能。年報および定期刊行物は、所定の費用で入手できる。

(タ イ)

- ・著作権法、特許法、商標法の英訳は、コピー代および郵送料負担で利用が可能。

(アンケートに対する所感)

今回の研修に関するアンケート調査では、調査対象国および回答数が限られているので、コース全体の評価を下すのは難しいが、おおよその傾向が読み取れるものと思われる。

「国際知的財産権コース」について

1) 業務に役立った講義および今後追加すべき講義について

まず、質問1の「帰国後、業務に役立ったカリキュラム」としては、研修員の所属業務に密接に関係する科目については、いずれも役立っていると評価している。また、今後追加すべき講義については、最近のWTO発足後の知的財産権の世界的調和への動きに対応して、WTO自体の講義のほか、TRIPSに伴う日本の国内法への対応などが大きな関心事となっていて国内法の講義にも国際的な動向を組み入れたものが期待されている。

さらに今回の調査対象となった研修員に著作権局関係者が含まれていなかった関係から、著作権法に関する意見があまり聞かれなかった。先進諸国からデッド・コピーを巡って著作権法侵害事件として追及される立場から、近い将来、国内産業の発展に伴い、自国の権利者保護の立場からの検討がなされるときが必ず到来するであろう。この点から日本の音楽著作権協会の業務活動についての講師を希望している例が挙げられているのもその兆しであろう。

当然、審査官の場合、より具体的な手続きなどの講義が期待されているが、この問題については、本コースの趣旨から東京国際研修センターで実施中の「工業所有権コース」との関係进行调整しておく必要がある。例えば、審査業務を内容とした工業所有権コースが当該国

に割り当てられないといった理由から、本コースの方に派遣されていないか否か（本コースは具体的な審査業務などの習得を内容としていない。）

なお、帰国後、研修で得た知識を業務に生かし切れていないという意見もみられたが、人事問題が絡んでいるだけに解釈は難しい。

2) 業務に役立ったテキスト、資料および追加すべきテキスト、資料について

テキスト、資料類については、帰国後の業務に概ね利用されているようである。外国法と比較検討する際によく利用されている。また、参考図書として配布している“Doing Business in Japan”についても帰国後も活用されているようであるが、同一の組織から派遣の研修員には2回目以降は配布されないため、一部不満を述べる例もみられた。

今後追加すべき資料としては、WTOなどの世界機構、条約に関する資料のほか、サービスマーク、コンピュータプログラム、半導体集積回路配置保護などの問題についても、各国の技術革新が進むとともに今後需要が増すものと考えられる。

訪問先での知的財産権に関する今後の重要課題についてのヒアリングでは、いずれの国も植物新品種保護問題を強く指摘していたことに鑑みれば、バイオ技術と特許、種苗法などの科目をさらに充実させる必要があるだろう。

また、当然ながら開発途上の国においては、特許法よりも実用新案法の利用が盛んであるという現実から、実用新案法についてももう少し時間を割り当てる方が研修員にとっては有用であることが今回の調査で理解できた。

3) 日本の知的財産権に関する資料などの希望について

日本の知的財産権に関する資料、情報などで希望するテーマとしては、やはり研修員の日常業務に関する情報を望む例が多い。特に日本の知的財産権関連のその後の動向を扱ったものを希望している。研修員のほとんどが帰国後も知的財産権問題に関連した業務に従事しているので、研修のテキスト、資料と連繋させながら要請に応えられる方法を検討する必要があるだろう。

4) 講師との交流について

前項の資料などの情報と関連して考えた場合、特に業務に必要な最新かつ的確な情報は講師との接触により得られることが多い。他方、講師にとっても当該国の関心がどこにあるかを知ることができることから、研修後の接触については、誰もが望むところであろう。従って、研修員が懸念するような遠慮は不要と思われるので、研修の時々講師とのコンタクトのあり方について触れておくことも重要なことであろう。

ただ、個別の人間関係に頼るのではなく、人的ネットワークの関係がシステムとして構築できるよう検討する必要がある。例えば、定期的同窓会名簿を作成するとともに、研修の受託機関を通じて講師陣の近況報告を行うとか、研修に参加したもの誰もが研修とは別のテーマであっても自由に相談に乗ってあげられる「フォローアップ・センター」をJICA内に作り、そこに寄せられた問い合わせについては、内容と密接に関係のある受託機関が対応するという

た制度も一考かと思われる。比較法研究センターではこれまでも研修員からの依頼内容に関係の講師に繋いだケースのほか、全く別のテーマでもそれぞれの関係機関に紹介したこともある。全体としてのルールを作り、手順を明確にしておけば問題は少ないであろう。

5) 各研修員の国における知的財産権に関する資料提供について

いずれも英文による資料が作成されており、提供可能とする回答が得られた。

3. 中国における研修アンケート調査結果

「国際知的財産権コース」1名、「国際技術貿易／中国知的財産権セミナー」参加のうち、回答数12名の回答を集団、個別ごとに分けて集計した。カッコ内は、同旨の内容を回答した人数。

Q1 カリキュラムについて

(1) 帰国後、業務に役立った研修内容は何か。

「国際知的財産権コース」

- ・弁護士事務所での契約実務演習

「国際技術貿易／中国知的財産権セミナー」

- ・日本の知的財産権制度の現状と課題（2名）
- ・技術貿易に関する日本の法律制度（2名）
- ・知的財産権保護に関する国際的動向
- ・特許法、実用新案法、意匠法の法律と実務
- ・商標法の法律と実務
- ・著作権および著作隣接権に関する講義
- ・コンピュータプログラム保護（2名）
- ・技術移転と営業秘密の保護（2名）
- ・バイオ技術の現状と保護（3名）
- ・技術移転契約の実務（5名）
- ・技術移転と競争制限（2名）
- ・企業における技術法務管理の実際（2名）
- ・技術貿易と国際租税
- ・日本の行政組織と役割
- ・会社の設立と運用
- ・株式制度と証券市場
- ・技術貿易に関する情報
- ・日本企業の経営の特質
- ・企業見学（松下電器産業、武田薬品工業、ミノルタなど）

・青山特許事務所

そ の 他

- ・中国の炬火計画の実現プロセスにおける人材養成で役立っている。中国で知的財産権研修コースを実施し、世界的レベルまで向上を図りたい。
- ・出版権の管理と強化に役立った。
- ・どれが役立っているかということは難しいが、いずれもが役立っている。

(2) 今後、コースで追加すべき講義は何か。

「国際知的財産権コース」

- ・トレードシークレット保護の講義
- ・知的財産権の価値評価のための講義

「国際技術貿易／中国知的財産権セミナー」

- ・知的財産権の国際的動向
- ・欧米の知的財産権制度
- ・各国の技術移転政策、特に日本の技術移転政策
- ・国際技術貿易の国際慣例（規模が日増しに大きくなってきている中国の国際技術貿易の国際的軌道に導くため）
- ・系統的な知的財産権保護
- ・知的財産権の価値評価と範囲設定
- ・ハイテク技術の発展と知的財産権の保護問題
- ・企業の知的財産権保護に関する実例など
- ・著作権の集中管理および新しい技術の発展が著作権制度にどのような影響を及ぼすかの講義（現在、中国の学者はこれに関して研究を開始した）
- ・米国のコンピュータソフト保護政策
- ・生物技術（遺伝子組替え技術など）保護に関する法律、種苗法の具体的規定など（2名）
- ・通関（不正商品の水際取締り）、裁判所に関する分析
- ・知的財産権の司法官に対する保護政策
- ・技術契約法に関する紹介と技術契約をめぐる紛争の仲裁
- ・知的財産権に関する紛争処理と具体的事例
- ・業務の関係から、外国からの技術導入に関する法律実務
- ・企業の技術開発と技術貿易における知的財産権保護と技術契約実務
- ・国際技術貿易における知的財産権紛争の判例分析および仲裁
- ・日中技術貿易に関する実務およびグループ別ディスカッション
- ・中国は市場経済をめざして変わりつつあるところで、国民と企業の知的財産権に対する知識を強めることが非常に重要であるので、日本政府がどのように知的財産権に係る教育、啓蒙、

研修を行っているか、また、どのような制約、行政措置で保証するかを知りたい。

- ・講義内容がよいので追加、削減する必要はない。

Q2 テキスト、資料について

(1) テキスト、資料類が業務に役立っているかどうか。

「国際知的財産権コース」

- ・すべてのテキスト、資料が有益

「国際技術貿易／中国知的財産権セミナー」

- ・あらゆる資料が役立っている（4名）
- ・業務上の参考文献として
- ・日本の知的財産権保護の現状と今後の課題
- ・特許・実用新案法、意匠法の法律と実務
- ・商標法の法律と実務
- ・技術移転と企業秘密保護（2名）
- ・日本とアメリカ、その他の国との比較資料など
- ・日本の著作権法の概要、コンピュータソフトウェアの保護（2名）
- ・技術移転契約締結の法的留意点（中国との合弁事業と技術契約の実務）（2名）
- ・日中技術貿易の現状と問題点
- ・企業における技術法務管理の実際
- ・バイオ技術の現状と保護
- ・地方視察の際の資料（長崎県地域促進計画の概要など）
- ・日本式経営の特質

その他の意見

- ・総括的には、使用したテキスト、資料は日常業務ではあまり役立っていない。すなわち、日本語によるもので読めないし、中国語訳であっても翻訳レベルの理由からよく分からない。

(2) 今後、どのようなテキスト、資料類があればよいと思うか。

「国際知的財産権コース」

- ・知的財産権の価値評価のためのテキストと資料

「国際技術貿易／中国知的財産権セミナー」

- ・知的財産権に関する実例
- ・案件の分析資料
- ・ハイテク技術の産業化および国際化
- ・知的財産権の価値評価のためのテキストと資料（2名）
- ・日本の科学研究機関および企業の知的財産管理機関の運営状況に関する資料

- ・日本の知的財産権保護政策と日中技術貿易に関する案件、手引き（3名）
- ・日本の行政管理体制に関する資料（日本の科学技術知識について系統的に理解を深める）
- ・実地視察した内容の追加（中国語への翻訳することの意味か）

その他の意見

- ・あらゆるカリキュラムを集中させた教材を作成すべきである。日本語と法律に堪能な人による正確な翻訳をなすべきである（2名）
- ・詳しい中国語によるテキスト、文献類（2名）
- ・日本に行く研修員は初学者、低レベルではないということを教材資料の立脚点として了解してほしい。
- ・基本コンセプトの資料は要らない。
- ・専門課程を講義する教授、専門家の準備する資料

(3) 業務上、日本の知的財産権に関する資料、データ類を定期的または不定期的に希望するか。

「国際知的財産コース」

- ・日本の知的財産権システムにおける変化に関するデータ、資料を希望する。

「国際技術貿易／中国知的財産権セミナー」

- ・日本の知的財産権関係の法律、動向に関する詳細資料（7名）
- ・日本の技術移転における法律、政策に関する情報
- ・日本の技術開発、技術移転に関する情報
- ・特許出願の動向、特許庁資料（2名）
- ・特許管理期間および運営状況など、日本の科学技術管理、政府の主要職能など
- ・国際組織における日本の知的財産権に関する研究文献
- ・日本、アメリカ、ヨーロッパ、中国に関する知的財産権、技術貿易の新しい比較分析資料（3名）
- ・技術移転と営業秘密、バイオ技術とその保護に関する情報を定期的に希望
- ・コンピュータソフトウェア、半導体集積回路に関する法律情報
- ・日本のニュース・出版に関する法律資料
- ・研究員雑誌
- ・日本の技術貿易の動向および評論（2名）
- ・日本のハイテク発展の産業政策と措置（2名）
- ・日本の技術輸出プロジェクトと中国などへの国際協力プロジェクトに関する資料（2名）
- ・日本の経営特質などの情報を定期的に希望
- ・今後、“Kenshuin”を定期的に入手できるようにしてほしい。
- ・筑波学術研究都市、長崎研究都市に関する資料

Q 3 講師との交流の有無について

(1) 講師とのコンタクトを取りたいと思ったことがあるかどうか。また、実際に取ったことがあるかどうか。

「国際知的財産権コース」

- ・必要があったので、幾人かの講師とコンタクトを取った。

「国際技術貿易／中国知的財産権セミナー」

- ・京都大学北川善太郎教授（2名）
- ・岡山大学阿部浩二名誉教授
- ・大阪大学江口順一教授
- ・大江橋法律事務所石川正弁護士
- ・日中経済貿易センター酒井宗和専務理事
- ・比較法研究センター（8名）（文献資料の交換を図っている）

その他の意見

- ・常にコンタクトがとれる方法を検討してほしい。
- ・講師とのコンタクトを保って適宜知的財産権に関する情報を入手したい。

(2) 取れなかった理由は。

- ・講師が覚えていてくれるかどうか心配だから。
- ・日本語が分からないのでコンタクトに困っている。
- ・事務所の住所変更

Q 4 知的財産権に関する英文による資料などの提供について

中国の知的財産権に関する英文による資料などの提供が可能か。

「国際知的財産権コース」

- ・中国知的財産権白書（英文）
- ・中国知的財産権青書
- ・中国知的財産権法令
- ・中国知的財産権政策法規選集
- ・中国知的財産権保護年鑑
- ・中国科学技術通信（英文）（研修員が編集責任者となって作成する機関誌〈月3回発行〉で、中国の科学技術の成果、計画、政策および知的財産権の動向、環境保全、国内外における経済、技術協力に関する情報が網羅されている）
- ・著作権関係の情報
- ・技術、製品情報
- ・中国の知的財産権関係の資料（ただし、すべて中国語）
- ・武漢の科学技術発展状況、特許管理状況

- ・中国炬火計画関係資料（無料）
- ・所属業務の英文資料（ただし、知的財産権のものではない）

（アンケートに対する所感）

中国の「国際技術貿易／知的財産権コース」については、前述の「国際知的財産権コース」とは違った意見が聞かれた。

1) 業務に役立った講義および今後追加すべき講義について

最も多かったのが「技術移転契約の実務」であった。次いでコンピュータプログラム、営業秘密、技術移転と競争制限、企業における技術法務管理の実際事例、日本の知的財産権保護制度、バイオ技術保護といったように、いずれも極めて実務に即した講義が好評のようである。本コースは、国別研修であるため、研修員の意向に合わせてプログラムを編成でき、好評を博する結果となっている。

今後、追加すべき講義内容についても多岐にわたっている。特に、最近の中国の知的財産権に関する対外問題を反映した国際知的財産権問題の動向、殊に日米欧の知的財産権政策の動向をはじめ、著作権集中管理、バイオ技術保護、紛争解決のための仲裁制度を含む司法上の諸問題など、各方面にわたっている。

中でも権利侵害に対する司法制度からのアプローチには司法関係者のみならず行政関係者も関心を寄せている。しかし、要望を満たした的確な研修プログラムを進めるためには、司法人事制度を含む侵害訴訟手続きなど日本と中国との司法制度の違いを理解する必要がある。

2) 業務に役立ったテキスト、資料および追加すべきテキスト、資料について

業務に役立ったテキスト、資料としては、やはり実務に沿った内容が盛り込まれているものが挙げられている。例えば、通商産業省関係者の作成によるわが国の知的財産権保護政策を紹介した資料をはじめ、列記されているものは、いずれも専門的かつ全文が中国語訳の資料が多い。

一方、今後追加してほしいとする資料としては、日業業務で必要とする知的財産権政策、日本の制度、実務を紹介したものが挙げられている。

なお、テキスト、資料で中国語に訳されていない日本語による資料については、読めないとして評価されていない。また、翻訳の質も問題と指摘している意見がある。

法律文書を翻訳する場合、一つひとつ法律用語自体、厳格に定義されているので、専門的知識を有する者による翻訳が望ましい。

さらにレベルの高い研修員が満足し得る質の高いテキスト、資料作りが今後の検討課題である。

3) 日本の知的財産権に関する資料などの希望について

希望する資料としては、日本の知的財産権法の動向などの資料が最も多く、日本の知的財産権の動きに高い関心が示されている。その他、技術開発、技術移転に関連した情報の提供、知

的財産権に関する諸外国の動向、新しい技術開発に伴う法律問題など、幅広い範囲の情報を希望していることが分かった。

4) 講師との交流について

講師とコンタクトを希望する研修員も多いが、現実には、日本語が分からないといった理由から、躊躇しているケースが多いと思われる。中国の国別特設コースでは、比較法研究センターとの接触が比較的多く同センターを介して講師にコンタクトを取った例もある。集団コースの研修員についても、直接講師とコンタクトを取るほか、同センター経由での途をもっと知らせる必要がある。

5) 各研修員の国における知的財産権に関する資料提供について

中国では多くが中国語によるもので英文による資料は限られている。ただし、知的財産権問題については、研修員自体が業務上機関誌発行の責任者である例もみられ、情報の交換のネットワークは構築されているといえよう。

VI. 知的財産権の関係省庁での調査結果

1. インド

1) 特許局ニューデリー支局 (Patent Office Branch)

インドの特許商標局は特許局と商標局から成り立っている。特許局は、その本局がカルカッタに置かれており、3つの支局がボンベイ、マドラス、ニューデリーにそれぞれ置かれている。我々ミッションは、ニューデリー支局を訪問し、デピュティーコントローラ (副局長) 以下10名程度の職員 (審査官を含む) と面談した。

特許局は、ニューデリー支局が10名程度の職員で構成されていることから分かるように、その組織規模は非常に小さく、設備も十分とはいえない。しかし、特許出願件数は、最近増加傾向にあり、1994年の全出願件数は4,800件を越えている。従来は、カルカッタ本局の出願受理件数が圧倒的に多かったが、ここ10年程前からニューデリー支部の受理件数の方が多くなってきており、特許業務の中心が次第にカルカッタからニューデリーに移りつつある。

出願件数の内訳は、国内出願が全体の3分の1、外国からの出願が3分の2を占めている。日本からの出願件数は、米国やヨーロッパ諸国に比較すると極めて少ない。インドへの投資が進んでいない証左であると思われる。

特許局の審査体制は、設備や職員の人数からしても不十分であるとの感が強いが、要審査期間が平均僅か6ヶ月である。しかし、実態は、特許要件と非常に短期間として世界公知主義を採用しているものの、先行技術調査に関しては、米国とヨーロッパのCD-ROMによる特許公報を主とした機械検索が実施されているだけのことであった。今後は審査体制の拡充が重要性を増していくと思われる。

インドも周知のとおりWTOのメンバーとなった。WTOのメンバーの義務として、物質特許制度の導入を猶予期間内に実現することが大きな問題であるが、インド国内の製薬会社の反対が強いとのことである。先の国会でも法案が上程されたが、下院は通過したものの上院では否決されたとのことである。

何れにしても、インドは、1991年より自由化に向けた経済政策を打ち出しており、1995年よりその政策の実効が加速化されているとのことであるから、タイや中国に見られたように、10年後には特許を始めとする知的財産権の保護制度に関して整備拡充が期待される場所である。

2) 商標局デリー支局 (Trade Marks Registry)

商標局はボンベイに本局を置き、支局を、マドラス、カルカッタ、デリー、アーメダバードの4カ所に置いている。我々ミッションはデリー支局を訪問し、デピュティーレジストラ (副局長) 以下多数の職員 (審査官を含む) と面談した。

商標局デリー支部は特許局ニューデリー支部に比較すれば、商標制度が特許制度に比較して歴史も長いこともあつてか、組織的により拡充されている。

出願件数にしても特許に比較して格段に多く、また、インド内国人の出願件数が外国人に比較して圧倒的に多い。1994年のデータによれば、全出願件数は約30,000件とのことである。

2. タイ

1) 首相府 (Office Of The Council Of State)

複数の帰国研修員を含む関係者と面談をした。関係者からは、帰国研修員が知的財産権関連部署で指導的役割をなしていることが報告されるとともに、タイの知的財産権制度の整備状況などについての説明がなされた。

タイでは、1972年に1931年商法を廃止して改正商標法を導入し、1991年に1979年特許法を改正し、物質特許制度を導入した。また、1995年3月からは改正著作権法が施行されており、コンピュータプログラムの保護も明確となった。タイでは、GATT Trips Agreement に調和させるために、着々と知的財産権制度の整備を行っている。なお、トレードシークレットの保護に関しては、5年の猶予期間内に法整備をしていくとの説明であった。

タイはパリ条約の加盟国ではなく、加盟について検討していたようであるが、WTOの加盟国になったので、関係者はその必要性および重要性が低下したとの認識であった。

タイの特許制度導入は決して古くはないが(1979年特許法制定)、特許裁判所構想がすでに議論されている。

AFTA (ASEAN自由貿易地域) 構想と相俟って、タイは、ASEAN諸国内で知的財産権保護のイニシアティブをとってASEAN域内に商標および特許を登録するための国際機関の設置を提案しているとのことであった。

2) 商業省商業経済局 (Department Of Business Economics, Ministry Of Commerce)

1名の帰国研修員を含む関係者と面談した。

以前は、特許部および商標部が当局に所属していたが、1992年5月にそれらが商務省知的財産局(DIP)に移管したとの説明がなされた。従って、当局は知的財産権制度に関しては以前より関係が薄くなったことは否めない。しかし、知的財産権に関する国際会議に関与しているのは商経済局であり、著作権問題に対する発言権もあるとのことであった。

3) 商業省知的財産局 (Department Of Intellectual Property, Ministry Of Commerce)

知的財産局の商業経済局からの組織的独立と独立ビルの建設は、タイの知的財産権制度に対する積極的な取り組み姿勢を強烈に印象づけるものである。

ここでも、知的財産権制度の整備についての説明がなされた。特許法(意匠も含む)、商標法、著作権法の整備のみならず、半導体集積回路配置保護法もすでに整備されており、植物の新品種保護については法案を起案中であるとの説明がなされた。さらに、民間レベルの知的財産権関係諸団体(音楽などの著作権協会、特許協会、商標協会など)がすでに発足している。知的財産制度の充実は民間の協力なくしてはありえないことからすれば、先進国の制度を順調

に吸収している状況である。

タイの今後の課題は、整備された知的財産権制度の普及と取り締まりにあることが強調された。法律の整備が急なため、法律の理念と民間の意識に大きな隔たりが生じていることは容易に想像できる。

タイは知的財産制度の充実に向けて、先進国のさらなる協力を強く要望している。特に日本の支援が重要であると強調された。事実、タイ知的財産行政に対する JICA プロジェクト方式技術協力として「タイ工業所有権情報センター協力事業」（協力期間：1995年度－2000年度）が開始されており、現在特許情報検索システムの構築が推進中である。

タイの特許制度はここ数年の歴史しかないが、着々と整備されつつある。その整備の進行速度が早いことは驚嘆に値する。

3. 中国

1) 中国の知的財産権法制の動向

中国は1978年から対外開放経済に移行し、さらに1992年に社会主義市場経済体制へ政策転換が図られた。外資・技術導入などを促進させるためには知的財産権保護制度の整備、拡充が不可欠であり、これらの保護を目指した関係法律の整備が喫緊の課題となっている。

こうした背景のもと、知的財産関係の国際条約を批准するとともに多くの知的財産関連の国内法を次々と制定した。一方、国や地方政府においても知的財産保護に関する組織、体制を整備し、政策の推進にあたっている。

近時の知的財産権を巡る中米交渉をはじめ、WTOへの加盟を前提とした知的財産権関係の法律がここ暫くの間に数多く制定され、また、いくつかの法案が現在準備されている。

主な法律の流れは次のとおりである。

1980年、世界知的所有権機関設立条約当事国。

1982年、商標法を制定。

1984年、特許法（専利法）を制定。

1985年、工業所有権に関するパリ条約加盟。

1990年、著作権法を制定。

1991年、コンピュータプログラム保護条例を制定。

1992年、物質特許制度の導入のための特許法改正。

ベルン条約加盟。

1993年、反不正競争法制定。

1993年、商標法の一部改正。

1994年、特許協力条約（PCT）加盟。

知的財産権保護の動きを反映したものとして、知的財産権関連の組織変更が挙げられる。従

来、国家科学技術委員会の下にあった専利局（特許局）が1993年に独立した組織に昇格されたほか、国务院の各関連行政管理部門で行われていた知的財産権関係の業務を一元的に処理するために、1994年に「国务院知的産権弁公會議弁公室」が設置された。当該組織で知的財産権に関する研究・指導・協調が一元的に行われることになった。

この他の知的財産権関連の組織として、商標権については国家工商行政管理局、著作権については版權局、対外的知的財産権交渉については対外經濟貿易部、知的財産権関係の立法作業については国务院法制局、知的財産権の水際取締については関税総局がそれぞれ連携して業務を推進することとなっている。

2) 国务院知的産権弁公會議弁公室

① 知的財産権関係の総合組織

1994年7月に国务院知的産権弁公會議弁公室が設置されたが、中央組織のほか、全国の各省、市などにも設置され、約150名の職員が知的財産権関連の業務に従事している。

知的産権弁公會議弁公室のほか、知的財産権関係の部局に従事しているスタッフ数は、特許関係では、特許庁をはじめ全国の省、市の特許局を合計すると約2000人、商標関係は国家工商行政管理局の下にある商標局が担当し、工商行政管理局全体では50万人の数に上るが、その内約1万人が商標関係に従事している。最も少ないのは、著作権関係で、全国で200人に過ぎない。

裁判所関係では、全国20カ所に知的財産権事件を扱う専門の法廷があり、200人の裁判官が事件を処理している。

知的財産権分野での職員数であるが、電子工業部などの組織の中にも知的財産権担当部門が設けられており、多くのスタッフが知的財産権保護のために働いている。

② 当面の課題

最近の知的財産権の重要課題は、知的財産権法をできる限りTRIPSの内容と一致させるようにすることであり、今回の米中会談後もその方針で進めてきた。既に特許法、商標法、著作権法などは整ってきている。現在は、水際問題のほか、植物新品種保護、半導体集積回路配置の保護問題が残された課題である。関係者が最も頭を痛めているのは、法律の実行面での問題であり、国民の知的財産権保護の意識はまだ低く、完全には実行できていないということである。

中米会談などを通じて知的財産権の普及、教育がいかに大事であるかということに関係者の多くが痛感している。国内の企業の知的財産権保護体制も決して整っているとはいえない。知的財産権関係部局のみならず電子工業部、化学工業部などの幹部も少しずつ知的財産権保護の重要性を認識し始めているが、具体的な保護体制を作っていくかはこれからの課題である。どのように知的財産権管理を進めていくか、日本の大企業の知的財産部の関係者から具体的方策を学びたいとしている。

③ J I C A研修の評価

J I C Aの研修が研修員が所属する業務に役立っているとして、知的財産権コースの研修を高く評価している。国際的動向を含む日本の最新かつレベルの高い研修であり、研修で得た知識が帰国後直ぐに応用できたという。今後、できるだけ第一線で活躍している管理職（處長以上）を中心に派遣したいと計画している。また、E Uと研修業務について折衝中であり、研修内容はJ I C Aでの研修レベルのもので実施するよう主張している。

3) 工商行政管理局

① 業務内容

知的財産権関連法の中で商標法が最も早く制定された。近年、知的財産権保護に関する法律は少しずつ整備されつつあり、特にここ2～3年の間に急速に整備された。中国でも知的財産権に対する認識の高まりにより、商標登録の出願件数も急増している。

しかし、中国も行政改革の影響を受け、スタッフの数が制限され、商標を管轄する商標局の職員も100人程度に抑えられている。100人程度の臨時スタッフの協力により出願より1年程度で認可登録できるようになっているが、目標は期間を1年以内に置いている。

また、独自開発による商標審査のコンピュータ化を図ったことにより、30名の規模でサーチを行うことができるに至っており、現在、商標管理を主体とした第2期目のプロジェクトが進行中である。

日本の特許庁などとの協力により、商標法関係の業務研修に局から毎年数名ずつ派遣しており、今後とも日本との協力関係を保っていきたいとしている。

② 偽ブランド問題

商標局の中に商標管理部門を設け、商標に関する違反の摘発を行っている。犯人などを捜し出す場合などは商標管理處で行っている。中国での偽ブランド商品の取締りについては、厳しい姿勢で対処している。工商行政管理局は中央のほか、各省、市、郷レベルにまで置かれており、それらの機関を通じて全国的な取締りを行っている。従って、地方の小さな商店で偽ブランド商品が出回ったとしても臨機応変に取締りができる体制になっている。特に今年から偽ブランド商品の取締りを重点政策に挙げ、取り組んでいる。

各省、市などにも商標管理處を設け、そこが調査、摘発に携わっている。日本のように警察が動くことはない。商標登録のほか、管理も行っている点が他の国の制度と異なっている。一方、裁判所も十分に機能しているので、ダブルチェックが働いている。しかし、調査能力が限られているのでまだ摘発ができないものがあることも事実である。

外国企業が商標侵害の被害を受けた場合は、当該所在地にある地方工商行政管理局の商標管理處に申し出ればよい。重大な違法があった場合には、国家工商管理局扱いとなる。

重大商標侵害事件に関して判決後の摘発は、裁判所の協力を得て日本と比較にならないほどのスピードで迅速に処理されている。

反不正競争法（日本の不正競争防止法に当たる法律）は公正取引委員会に相当する公平公益局の管轄にある。商標法と不正競争法との両方にまたがった事件については、公平公益局と協力して取締りを進めている。商標法と他の法律と重なったケースが生じたときなどに、矛盾させないように処理しているとのことである。

4) 専利局

① 専利局の業務

中国は日本などと違って、中央の専利局のほかに地方の各省、市にも専利局がある。国の専利局に限れば、職員数は約1,400名で、このうち審査官は500名である。国務院の他の各部（省庁）の中にも専利部（特許部）をもっている組織がある。地方の省、市での専利管理局の業務は、当該省、市レベルでの特許管理を行っている。ただ日本と同様、特許出願の審査などは中央の専利局のみで行っている。地方政府に専利管理局があるということは、特許侵害問題などが生じたときに当該地区の機関に提訴すれば、早期に問題解決が図られるというメリットがある。

② 当面の課題

専利法（特許法）は1984年に制定され、翌年施行された。その後の経済改革に合わせて特許法改正の作業が進められて、1992年に改正を行った。この時の改正は特に食品、薬品の物質特許が主たる内容とした。保護期間も特許は15年から20年に延長した。改正後の内容はTRIPSの規定と一致させた国際基準に合致したものであった。

知的財産権の当面の課題は、植物新品種保護および半導体集積回路配置の保護である。これらの立法化に向け、専利局のほか関係する他の部門と共同して作業が進められている。例えば、植物新品種保護法については農業部と、半導体集積回路配置保護法については電子工業部と協力して進められている。ただ、どの部門が主にイニシアティブを取るかということはまだ決まっていない。関係する部門が各部分を担当しつつ、共同作業で進められているからである。

③ 海外からの協力

】ICAの協力プロジェクトである「特許情報検索用教育システム開発」（協力期間：1986年度～91年度）によってコンピュータによる特許サーチ業務が完成した。しかし、その後のフォローアップ業務の具体的な計画はまだ進んでいない。各国政府の経済協力により、専利局の業務は軌道に乗ってきているが、EUの協力計画など今後はペーパーレス出願などへの実現に期待が寄せられている。

日本での工業所有権に関する研修が行われ、1986年以降もコンピュータ処理のための要員を送り込んでいたが、1990年以降、援助が切れたため、現在は年間1人しか送り込めていないという。

VII. 付属資料

1. Questionnaire

1) 窓口機関

I. Questionnaire for Screening Process

Name _____ Address _____

- ① How do you evaluate the Intellectual Property Rights as a training course from the view point of the national policy ?

A : One of the most important fields B : Not so important

- ② Is it difficult to choose appropriate organizations to which GIs (course brochures of this training) are distributed ?

A : Difficult B : Not so difficult

If you choose A, give the reason of it.

- ③ Are ex-participants required to submit any reports after returning to their countries ?

A : Yes B : No

If so, how do you evaluate the course from their reports ?

A : Good B : Should be improved

If you choose B, give the idea to do so.

2) 研修員所属先

II. Questionnaire for Organization of Ex-participants

Name _____ Address _____

- ① Regarding the training

- (1) Does your organization place any examinations to select the applicants ?

A : Yes B : No

If so, please itemize the qualifications to be examined.

- (2) Choose an answer at each item.

- ① Duration

A : Too long B : About right C : Too short

- ② Qualification

A : Too specific B : About right C : Too wide

- ③ General Information

A : Too late B : About right C : Too early

A : Unclear B : About right C : Too precise

(3) Does your organization require the ex-participants to submit the report ?

A : Yes B : No

(4) Does your organization have any system to disseminate the knowledge the ex-participants acquired in this training ?

A : Yes B : No

If "A" , check your system.

A : Seminar B : Reports to be delivered C : Others (give explanation)

(5) How is this training beneficial to your organization ?

(6) How is the usage of material "Doing Business in Japan" in your office ?

② Regarding Intellectual Property Rights

(1) Please give examples of what intellectual property is protected under the legal system of your country.

(2) Please explain the procedures which you handle conflicts concerning legally protectable intellectual property. If there are any measures of administrative organs to help resolve such dispute other than litigating before the court, please explain them. Please also refer to any features about your country's court system which you consider unique.

(3) Please explain the attitudes of the law and the public toward the copying of books, music tapes, or computer software in everyday life and in the business world.

(4) Please explain the legal methods available to transfer (as by licensing or wholly transferring) technology or intellectual property rights.

(5) If there are any legal professions specially designed for resolving disputes concerning technological matters, and if there are any professional personnel in administrative agencies for that purpose, please explain the system to educate or train them.

(6) Please explain your country's response to the legal protection of intellectual property whose importance has come to be emphasized in recent years.

(7) What organizational forms of business enterprise capable of owning intellectual property, if any, are available under your legal system?

(8) Please describe a hot issue regarding the trend of intellectual property rights in your country.

- (9) What is the impact of TRIPS agreement on your legislation systems regarding IPR ? How have your government dealt with the new developments arising from establishment of TRIPS agreement?

Thailand

- (10) We understand that Thailand plays a role as a leader in integrating the rules regarding intellectual property right in ASEAN countries. How does it progress ?

China

- (10) How does it progress in legislating intellectual property right law and economy law ? How does it progress in establishing Anti-monopoly legislation?
- (11) Do you plan to reform the court system in which dispute is to be solved ?
- (12) What do you think of regional gap which is pointed out in the field of intellectual property right ?

India

- (10) Was the issue of patent for chemical & pharmaceutical product that had been a problem in India recently settled ? Was the system for control of counterfeit goods reformed after TRIPS agreement ? Were there any new judicial precedents ?

3) 帰国研修員

III. Questionnaire for Ex-participants

Name _____ Address _____

Organization _____

Training year in Japan (F.Y.) _____

① Training Curriculum

- (1) What kind of subjects do you find useful in particular in your job after returning to your country ?
- (2) What kind of lectures do you think we should add to this training course, taking into account new trend in intellectual property rights in your country ? Describe them as precisely as possible.

② Textbooks and materials

- (1) Do you think the textbooks and materials including "Doing Business in Japan" used in the training are useful in your actual job? If you find any of those materials useful in particular, please name them.
- (2) What kind of textbooks and materials do you think will be useful in the training in future? Describe them precisely.

(3) Do you need any materials and data concerning intellectual property right in Japan either regularly or irregularly for your job? Describe them precisely. Besides above, what kind of materials and data do you need ?

③ Correspondence with ex-lecturers

(1) Have you ever found the necessity to contact with the lecturers ? Did you contact with him/her then?

(2) If you could not contact with him/her, why ?

④ Materials you can provide

What kind of materials and data of your country could you provide in English for those Japanese people who are interested in intellectual property rights of your country either with or without charge ?

中国国別特設コース帰国研修員への質問事項

1. 研修カリキュラムについて

(1) その後の業務で、どのような科目が特に役立ちましたか。

(2) その後の貴国の知的財産権を巡る動きで新しくどのような内容の講義を当該コースに追加すべきと思われますか。あれば具体的にあげて下さい。

2. 研修テキスト、資料について

(1) 研修で使用したテキスト、資料類がその後の業務で役立ちましたか。特に役立った資料があれば、列記してください。

(2) 今後の研修でどのようなテキスト、資料類があればよいと思われますか。具体的に列記下さい。

(3) 業務上、日本の知的財産権に関する資料、データ類を定期的（または不定期）研修コース受入先に希望されることがありますか。あれば具体的にあげて下さい。

日本の知的財産権に関する資料、データ類以外のものでは、どのようなものを希望しますか。

3. 講師との交流

(1) その後の業務で講師とコンタクトを取りたいと思ったことがありますか。あれば具体的にあげて下さい。また、実際に取りましたか。

(2) コンタクトを取りたいと思っても、取れなかった理由は何ですか。

4. 提供できる資料について

(1) 日本で貴国の知的財産権問題について関心を持っている関係者に英文によるどのような資料、データ類が提供できますか。(有料の場合も含む。)

2. 収集資料リスト

1) インド

- ・ Trade Marks, Thirty-fifth Annual Report of the Controller General of Patents, Designs and Trade Marks under Section 126 of the Trade and Merchandise Marks Act, 1958 (43 of 1958) , 1993-94, 22p. (英文)
- ・ Patents, Twenty-first Annual Report of the Controller-General of Patents Designs and Trade Marks under Section 155 of the Patents Act, 1970 (39 of 1970) , 1992-93, 52p. (英文)
- ・ Patents, Twenty-second Annual Report of the Controller-General of Patents Designs and Trade Marks under Section 155 of the Patents Act, 1970 (39 of 1970) , 1993-94, 51p. (英文)
- ・ The Patents Act, 1970 (39 of 1970) (As modified up to the 1st August, 1981) Government of India, Ministry of Law, Justice and Company Affairs, 61p. (英文)
- ・ Procedure for Application for Registration of Designs, 10p. (英文)
- ・ General Information for Applicants for Patents in India, 25p. (英文)
- ・ Patent Information for Industry & Commerce, Office of the Patent Information System, Nagpur, 9p. (英文)

3. 平成7年度 国際知的財産権コース実施要領

1) コース名など

① コース名

和 文：国際知的財産権コース

英 文：International Property Rights in Technology Transfers

② 研修期間

a. 全体受入期間：平成7年5月8日(月)～平成7年8月5日(土)

b. 技術研修期間：平成7年5月22日(月)～平成7年8月3日(木)

③ 定 員

10名

④ 受入先

財団法人 比較法研究センター (Kyoto Comparative Law Center)

2) コースの背景・目的

① 背 景

本研修コースは、開発途上国において技術移転などに関する政策面で指導的な役割を果たし、かつ知的財産権制度の政策立案、推進の立場にある専門家を対象に、日本における知的財産権制度に関する高度な専門的内容をはじめ技術移転に関する法律実務を習得させ、知的財産権保護制度などの整備・拡充を通じて技術貿易を推進させる専門家の育成を目的としている。

② 目 的

開発途上国の経済を発展させるには、工業先進諸国からの技術移転により産業の高度化を図るとともに自国の得意とする産業分野での技術、製品輸出の拡大を図ることが不可欠であり、技術貿易振興のための諸施策が各国政府の喫緊の重要課題となっている。

一方、今日、世界的にハイテクを中心とした技術貿易の促進には、知的財産権の保護制度の整備、拡充が重要な鍵となってきている。従って、今後、技術移転をめぐる不必要な紛争、摩擦を回避し、円滑に推進していくためには、これら法制度の整備はもとより指導的役割を果たす専門家の育成が強く望まれるところとなっている。

本コースは、こうした背景のもとに実施するもので、国際的に知的財産権保護制度自体が一段と政策の重点課題となってきていることに鑑み、また、さらには研修目的を明確にするため、コース名も平成3年度より「技術貿易コース」から「国際知的財産権コース」へと改称した。

③ 到達目標

ハイテク技術移転を円滑に進めるうえで欠かすことのできない知的財産権制度に関する法律実務と技術移転問題を法律面でサポートする専門的知識の習得を目標とする。

④ 研修方法・研修項目

(1) 研修方法

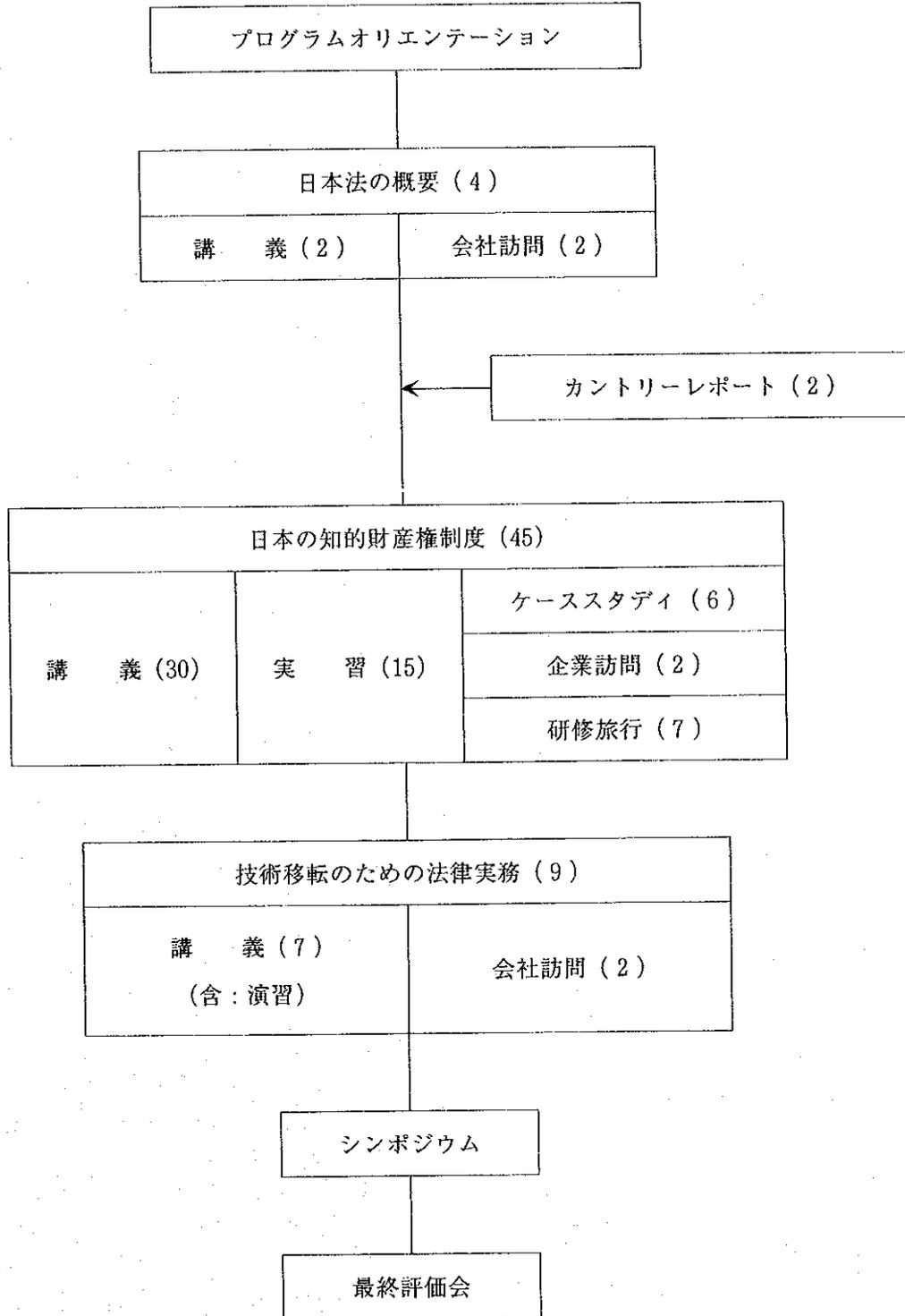
本コースの研修目的を達成するために、大学研究者、弁護士、弁理士の専門家、企業、団体などの実務関係者からの講義、演習さらには企業、施設見学などを通じてわが国における知的財産権を保護する制度、法律の概要とその運用、さらには技術移転を図るための法律実務を習得する。また、一部講師関係者によるチューター（個人指導）制を敷いて専門的知識の理解に便宜を図るとともにケーススタディを通じて応用力の涵養に努める。また、研修教材として、(財)比較法研究センターが講義に使用するテキスト、補助教材資料、その他スライド、OHPなどを使用する。

(2) 研修項目

本コースの研修項目、研修内容（概要）および研修時間（日数）は次のとおりである。研修日数は、原則として、4時間の講義、演習（午前2時間、午後2時間の計4時間）を1日とし、研修が2日以上にまたがって実施する場合は延べ日数で表している。

なお、研修スケジュールは諸般の都合により一部変更する場合がある。

(3) 研修の流れ



研 修 項 目	日 数	研 修 の 内 容 (概要)
〈1. 日本法の概要〉		
行政法からみた日本法	1 日	知的財産権制度を考えるうえで不可欠な日本の行政組織と行政の役割、およびその特殊性について解説する
特許法からみた日本法	半日	日本の民事訴訟制度一般と知的財産権との関係・日本的な紛争解決方法について解説する
〈2. 日本の知的財産権制度〉		
日本の知的財産権法の現状と課題	1 日	日本の知的財産権保護制度の現状及び政策課題について行政の立場から解説する
日本の工業所有権法の概要とその実務	5 日	特許法、実用新案法、意匠法、商標法など日本の工業所有権法の概要と実務について解説する
日本の特許審査、審判の現状と課題	1 日	日本の特許審査、審判の実状及び今日的課題について解説する
特許実用新案侵害訴訟の実務	1 日	特許、実用新案の権利が侵害された場合の救済措置の制度について解説する
特許庁の役割と業務	1 日	特許庁の見学を行い、実際業務について見聞する
日本の著作権法の概要と課題	4 日	日本の著作権法の概要と技術革新に伴い新たに派生した著作隣接権をはじめ、コンピュータプログラムの保護をめぐる法律上の諸問題、実務サイドからの問題について解説する
日本の著作権法の現状と課題	1 日	日本の著作権法の現状と課題について現局の担当責任者から解説を受け、意見交換を図る
コンピュータソフトウェア保護に関する懇談会	1 日	日本のコンピュータソフトの登録機関の役割と実際業務についてさらにはコンピュータメーカーの関係者とソフトウェア保護をめぐる意見交換を図る
トレードシークレットの権利保護	2 日	トレードシークレットをはじめ不正競争防止法からみた知的財産権保護問題について解説する

研 修 項 目	日 数	研 修 の 内 容 (概要)
バイオ技術保護と法律	2日	特許法及び種苗法からバイオ技術保護の現状と課題について解説する
コピー商品と輸出入規制	1日	偽ブランド商品など知的財産権法を侵害した商品の輸出入規制問題について解説する
技術取引と通商関連法、独禁法上の諸問題	3日	独占禁止法と監督官庁の役割及び知的財産権との関係、公正取引委員会の研究開発ガイドライン等技術取引における規制について解説する
欧米の知的財産権保護制度	1日	欧米諸国における知的財産権保護問題について比較法的に解説する
企業における技術開発と権利の保護対策	1日	企業の知的財産権部門の責任者による技術開発と法的保護対策の実際について座談会形式で意見交換を図る
知的財産権保護制度のまとめ	1日	知的財産権問題に関する国際的ハーモナイゼーション等知的財産権に関する研修のまとめを行う
< 3. 技術移転のための法律実務 >		
技術移転に関する契約実務	5日	技術移転、共同研究開発等に関する契約締結実務について演習を行う
企業における技術法務管理の実際	1日	技術開発、技術移転を中心とした実際の企業法務管理について事例を中心に報告する
技術移転をめぐる国際租税上の問題点	1日	技術貿易をめぐる国際租税上の諸問題について解説する
< 4. ケーススタディ >		
知的財産権ケーススタディ	6日	知的財産権法に関する日本の代表的な判例を題材に意見交換を図る
< 5. 個別指導 >		
個別指導	4日	研修員の個別研修テーマである工業所有権法と知的財産権政策の2つに分かれ、専門家から個別指導を受ける

研 修 項 目	日 数	研 修 の 内 容 (概要)
〈6. 見学・研修旅行〉		
見 学	6 日	座学研修の理解を深めるためハイテク関連の工場、施設の見学を行う
研修旅行	7 日	東京地区で政府機関関係者との懇談をはじめ各種施設を見学する
〈7. カントリーレポート報告会〉		
カントリーレポート発表	2 日	各研修員の国における知的財産権制度の現状と課題について報告するとともに関係者との意見交換を図る
〈8. シンポジウム〉		
国際知的財産権シンポジウム	1 日	研修員をパネリストに自国の知的財産権保護制度の今日的課題について報告するとともに、参加者と意見交換を図る

[The page contains extremely faint and illegible text, likely due to low contrast or scanning quality. The content is not discernible.]

International
Cooperation Agency



International
Cooperation Agency